

平成23年度緑のまちづくり支援モデル事業助成要領

第1 趣 旨

財団法人山形県みどり推進機構業務方法書第4条第1号及び第2号に関する事業を推進するため、第2に掲げる事業主体が「緑のまちづくり支援モデル事業」を行う場合において、財団法人山形県みどり推進機構事業助成実施規程（以下「規程」という。）に基づき、予算の範囲内で当該事業主体に対し助成金を交付する。

第2 事業主体（申請者の要件）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人並びに次の要件を満たす緑化推進事業団体とする。

- ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。
- イ 規約等に、団体の名称、事務所の所在地、会員の要件、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
- ウ 営利を目的としないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- オ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持又は反対することを目的とするものでないこと。

第3 助成の対象事業及び内容

助成の対象とする事業は、次に掲げる基準を満たすものとする。

（1）地域の里山再生支援モデル事業

財団法人山形県みどり推進機構と連携して、森林病虫害等により荒廃した地域の森林を健全な姿に再生させることを目的とした事業

（2）緑の地域づくりモデル事業

財団法人山形県みどり推進機構と連携して、休耕田や遊休農地等の緑化を推進し、地域の憩いの場としての有効利用や、地域の環境保全を図るための事業

第4 土地の所有

申請者と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者から事業の実施に関して利用協定が結ばれていること。または、結ばれる見通しであること。

第5 助成金交付対象経費及び助成金の額

助成金交付対象経費及び助成金の額は、別表-1のとおりとする。

第6 助成金の支払い

財団法人山形県みどり推進機構事業助成実施規程に基づき、必要と認められる場合は、前金払いを受けることができる。前払い金の限度額は、以下のとおりとする。

- 第1回目 全事業費の5割以内
- 第2回目 残事業費の8割以内
- 第3回目 確定額をもって精算する

第7 事業の申請及び実績報告

助成金交付申請及び実績報告の手続は、別表-2のとおりとする。

第8 申請期限

助成金の交付申請期限は、次のとおりとする。

平成23年4月15日

第9 選考

申請内容の審査を行い、支援対象団体を決定する。

附 則

- 1. 本要領は、平成23年2月24日から施行する。

別表 - 1

事業区分	助成金交付対象経費		助成金の額
	費目	内容	
地域の里山再生 支援モデル事業	資材購入費	薬剤や植樹用苗木、作業道具等の資材購入費	1事業体あたり100万円以内
	委託費	専門的な技術等を要する作業の専門業者への委託費	
	賃借料	重機や器具等を借り上げた際の賃借料	
	保険料	会員や団体の関係者を対象に加入するボランティア保険の保険料	
	消耗品費	機械の燃料や替刃等の購入費	
	通信運搬費	はがきや切手等の郵送料等	
	その他	事業実施に必要と認められるもの	
緑の地域づくり モデル事業	資材購入費	緑化木の苗木や樹木支柱、土壌改良材等の資材購入費	1事業体あたり150万円以内
	委託費	専門的な技術等を要する作業の専門業者への委託費	
	賃借料	重機や器具等を借り上げた際の賃借料	
	保険料	会員や団体の関係者を対象に加入するボランティア保険の保険料	
	消耗品費	機械の燃料や替刃等の購入費	
	通信運搬費	はがきや切手等の郵送料等	
	その他	事業実施に必要と認められるもの	

注： 植樹作業や花だんの整備、下刈り作業などの現場作業を伴う事業を行う場合は、別紙図 - 1 に示すような木製標柱を事業実施箇所のわかりやすいところに建立し、設置完了の写真を実績報告書に添付して下さい。木製標柱の建立に係る経費については、業者から見積を徴収し収支予算書に計上して下さい。

参考として、木製標柱は森林組合等で取り扱っています。

事業実施内容の大部分が業者への委託になるような事業は対象となりません。

申請団体の役員や会員へ支払う指導者謝金や賃金は、助成の対象にはなりません。

別表 - 2

1. 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする事業主体は、財団法人山形県みどり推進機構（以下「みどり推進機構」という。）に第1号様式により申請するものとする。

2. 助成金交付決定

交付申請のあった事業について、みどり推進機構が助成金交付対象事業と決定した場合は、事業主体に対し、第2号様式により通知するものとする。

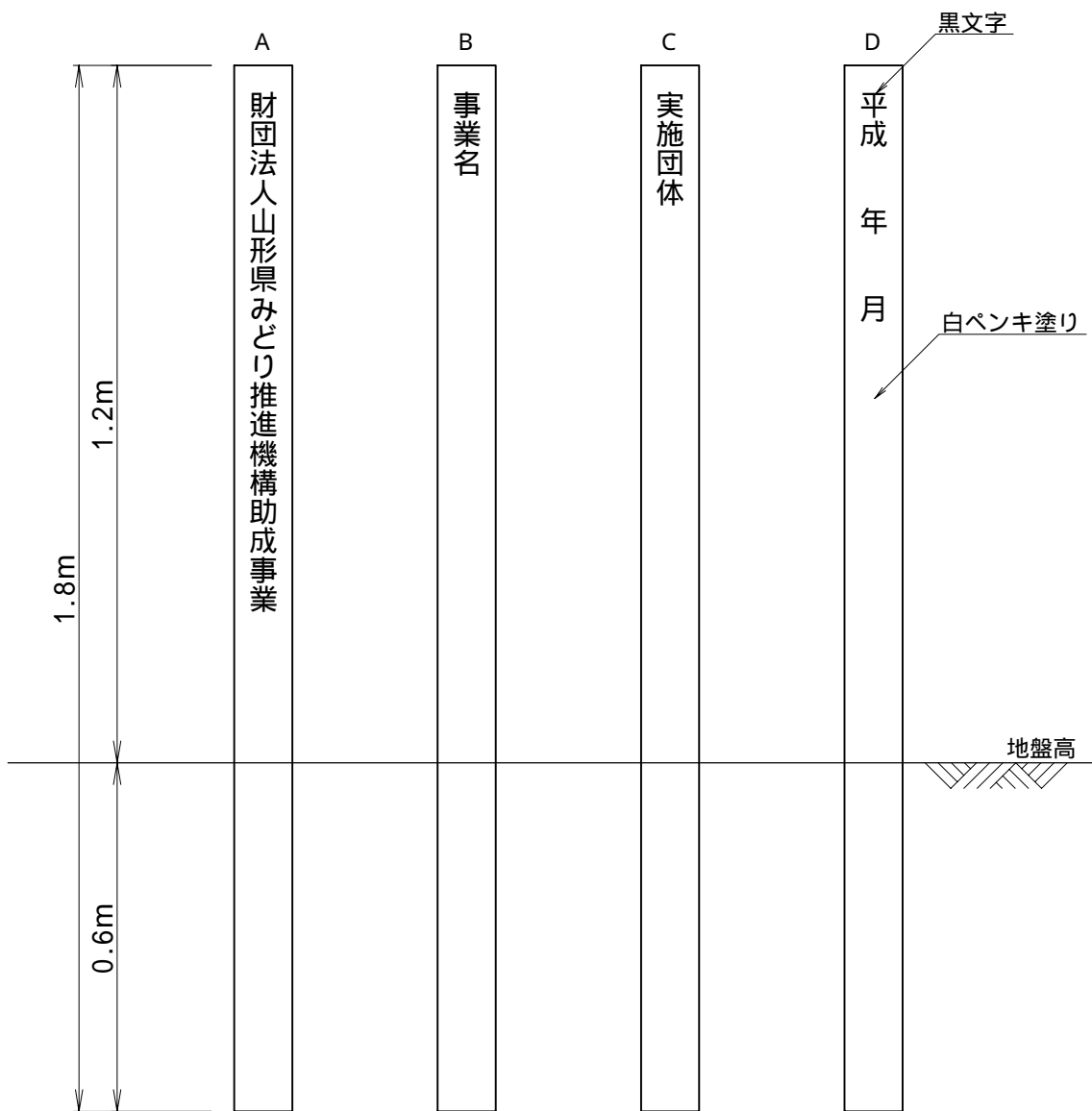
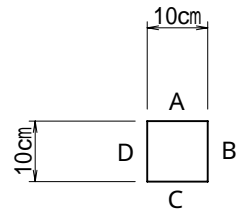
3. 助成金交付請求

交付決定を受けた事業主体は、みどり推進機構に対し、第3号様式または第4号様式により助成金の交付請求を行うものとする。

4. 助成事業実績報告

助成事業が完了した事業主体は、みどり推進機構に対し、第5号様式により実績報告を行うものとする。

別紙図 - 1



木製標柱標準図